特定非営利活動法人EASEフットボールクラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人EASEフットボールクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市湖山町東1丁目117番地3に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、鳥取県におけるサッカー及びフットサルの普及と振興を目指し、地域住民との 係わりを密にして、老若男女を問わず生涯スポーツとしてのサッカー及びフットサルを楽しめ る環境の整備・提供、健全な子供たちの育成及び優秀な選手・指導者・審判員の育成を行い、 誰もが係わることができ、子供たちの憧れとなるクラブづくりをすすめることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (2) 子供の健全育成を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動
 - (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係わる事業

- ①サッカー及びフットサルチームの運営に関する事業
- ②サッカー及びフットサルの大会及びイベントの企画・運営に関する事業
- ③サッカー及びフットサルの選手・指導者・審判員等の人材育成に関する事業
- ④サッカー及びフットサル施設の運営・整備・管理に関する事業
- ⑤本法人と同種の活動を行う団体との情報交換及び共同事業の実施
- ⑥その他第3条の目的を達成するための事業

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する個人
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を援助・支援する個人 及び団体

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
 - 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 3 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本 人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 (会員の資格の喪失)
- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届を提出したとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3)継続して1年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

- 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会することが出来る。 (除名)
- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(クラブ員登録)

- 第13条 本法人が運営するサッカー及びフットサルチームの選手として活動しようとするものは、 理事長が別に定めるクラブ員登録申込書により理事長に申し込むものとする。
 - 2 選手としてクラブ員登録するものは、別に定めるクラブ員登録費と会費を納入し、スポーツ安全保険に加入しなければならない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第14条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事3人以上10人以内
 - (2) 監事1人以上2人以内
 - 2 理事のうち1人を理事長とし、副理事長を2人、常務理事を若干名置くことができる。 (選任等)
- 第15条 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の 3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることが出来ない。
 - 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

(職務)

- 第16条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。
 - 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理 事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務 を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に監視不正の行為又は法 令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又 は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第17条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
 - 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の 任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなけ ればならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを 補充しなければならない。

(解任)

- 第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
 - 2 役員には、その職務を執行する為に要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

- 第21条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。
 - 2 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第24条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2)解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び収支決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) その他の運営に関する重要事項

(開催)

- 第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
 - 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面を持って召集 の請求があったとき。
 - (3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(召集)

- 第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き理事長が召集する。
 - 2 理事長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子 メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、 この限りではない。
 - 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、 可否同数のときは、議長の決するとことによる。

(表決権等)

- 第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2 号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わること ができない。

(議事録)

- 第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5)議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印 しなければならない

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は理事を持って構成する。

(権能)

- 第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1)総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。) その他新たな業務の負担及び権利の放棄
 - (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
 - (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の 請求があったとき。
 - (3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

- 第35条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から1 4日以内に理事会を召集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名したものがこれに当たる。

(議決

- 第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、第39条第1項第2号の適用については、理事会に 出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わること ができない。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、 理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
 - 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は 更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、賃借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、 毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なけれ ばならない。
 - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利 の放棄をしようとするときは総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数 による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて 所轄庁の認証を得なければならない。
 - (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わないもの)
 - (2) 資産に関する事項
 - (3) 公告の方法

(解散)

- 第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
 - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾 を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第54条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11 条第3項に掲げるもののうち、解散時の総会において議決されたものに譲渡するものとする。 (合併)
- 第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、 かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人のホームページなどに掲示する。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 寺坂 靖史

副理事長 鍜治川 正彦

副理事長 米原 健一

理 事 間屋口 貴仁

同 石谷 研二

同 神近 勇太

同 田中 英剛

同 中村 圭吾

同 野中 匠

監事 中野 淳一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成2 0年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月 31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 0円
 - (2) 年会費 正会員 5,000円

個人賛助会員 1口5,000円

団体賛助会員 1口10,000円

7 本法人の設立により、任意団体EASEフットボールクラブの事業、会員及び財産は、この法人 が継承する。